

# 個別資産利活用方針

No. 2017-12

財産名称	日光市日向公民館	担当課	栗山公民館	行政財産
所在地	日光市日向457番地	根拠法令	日光市公民館条例	

土地情報				
敷地面積(m <sup>2</sup> )	2,732	所有	市有地	その他

利用目的  
公民館

財産の現状  
 ・20年以上前からボイラー設備が故障しており、冬期間は石油ストーブで各室を暖房している。  
 ・梅雨時期には極端に湿気多く床等に水たまりができるので、除湿器と換気扇を常時稼働し対処している。

財産経過等  
 栗山庁舎建設事業により新庁舎が別の場所に建設され、平成31年3月までには完成予定であり、その後新庁舎内に公民館機能を移転する。

No.	該当財産名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	日向公民館	RC造	2	1977	50	未	699.794
2							
3							
4							
5							

延床面積 総計(m<sup>2</sup>)      699.794

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">位置図</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">写真等</p>
---	---

利活用方針	
1 資産利活用の方向性	新庁舎に公民館機能が移転後は、施設自体を閉鎖。建物については、閉鎖後速やかに解体。土地については、引き続き市有財産として保有。
2 当該方向性の理由	建物については、築後45年以上経過し、未耐震であることから、利活用は適さず、解体することが望ましい。土地については、土砂災害警戒区域であり、売却はできないことから、引き続き市有財産として保有する。建物については、解体後の跡地活用計画はないが、隣接道路からの侵入等、安全面を考慮し、閉鎖後速やかに解体する。
3 資産活用の具体的手法	建物閉鎖、解体。普通財産移管。土地については、市有財産として適正な維持管理を行う。
4 その他利活用に関し必要な事項	※土地建物土砂災害警戒区域